

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部総務委員会規則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第10条第4項及び東京大学教養学部組織規則第8条第4項に基づき、総務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項について定める。

(任務)

第2条 委員会は、大学院総合文化研究科及び教養学部（以下「研究科」という。）に関する次の事項を審議し、拡大教授会及び教授会に付議すべき事項を整理する。

- (1) 教育研究に関すること
- (2) 管理、運営に関すること
- (3) 規則及び内規等の制定、改廃に関すること
- (4) 予算に関すること
- (5) 教員の人事に関すること
- (6) その他研究科長が必要と認めること

2 委員会は、前項各号に掲げる事項のうち、拡大教授会及び教授会における審議を必要としない事項について、議決できるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長・学部長（以下「研究科長」という。）
- (2) 副研究科長・副学部長（以下「副研究科長」という。）
- (3) 専攻長及び系長
- (4) 専攻（広域科学専攻を除く。）及び系から選出された教員 各1名
- (5) グローバル地域研究機構長
- (6) 国際環境学教育機構長（機構長が教授会構成員でない場合には、教授会構成員である副機構長）
- (7) 国際日本研究教育機構長（機構長が教授会構成員でない場合には、教授会構成員である副機構長）
- (8) 教養教育高度化機構長
- (9) 先進科学研究機構長
- (10) 駒場アカデミック・ライティング・センター長
- (11) 駒場図書館長及び総合文化研究科図書館長
- (12) 委員会が必要と認める各種委員会の委員長
- (13) その他委員会が必要と認める者 若干名

(招集)

第4条 研究科長は、委員会を招集する。

2 委員会は、月2回定例に開くことを原則とする。

3 研究科長が必要と認める場合は、臨時の委員会を開催し、又は定例の委員会を中止することができる。

(議長)

第5条 研究科長は、委員会の議長となる。ただし、必要に応じて副研究科長を議長とすることができる。

(定足数等)

第5条の2 委員会は、その構成員(第3条第10号及び第11号に掲げる者を除く。)の半数以上の出席を必要とする。

2 委員会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(開催)

第6条 前項の規定にかかわらず、委員会は、全ての専攻長及び系長が出席しなければ開催することができない。ただし、専攻長及び系長がやむを得ない事由により欠席する場合は、委員会委員のうち、あらかじめ届けられた代理者が出席する場合には、この限りではない。

(人事小委員会)

第7条 第2条第1項第5号に規定する教員人事のうち採用人事を前期課程教育の観点からも適切に遂行することを目的として、委員会に、人事小委員会を置く。

2 人事小委員会は、研究科長、副研究科長、人事方針を提案する専攻長又は系長のほか、関連の専攻長、関連の前期部会主任及び関連の後期課程学科長によって組織する。

3 人事小委員会は、研究科長が主宰する。

4 人事小委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月18日から施行し、改正後の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月21日から施行し、改正後の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(人事小委員会に関する了解事項)

- (1) 第7条第1項に規定する教員人事は、前任者の所属する専攻の専攻長（広域科学専攻においても専攻長）が文書によって研究科長の了解を得た後に開始する。
- (2) 当該専攻長は後任者の所属する専攻、系及び部会を決めるにあたって、現（前）任者及び後任者が担当する前期課程授業科目を管理する前期部会及びそれに関係の深い前期部会、専攻、系、研究科長及び副研究科長の了解を得て、文書で確認する。